〃　〃　—3B型(51～1000)	〃　—7	〃　—7
〃　〃　—3C型(51～1000)	〃　—8	〃　—8
〃　〃　—3D型(51～1000)	〃　—9	〃　—9
〃　〃　—3E型(51～1000)	〃　—10	〃　—10
〃　〃　—3F型(51～1000)	〃　—11	〃　—11
〃　〃　—3G型(51～1000)	〃　—12	〃　—12
〃　〃　—3H型(51～1000)	〃　—13	〃　—13
〃　〃　—3I型(51～1000)	〃　—14	〃　—14
〃　〃　—3J型(51～1000)	〃　—15	〃　—15
〃　〃　—3K型(51～1000)	〃　—16	〃　—16
〃　〃　—3L型(51～1000)	〃　—17	〃　—17
〃　〃　—4A型(51～1000)	〃　—18	〃　—18
〃　〃　—4B型(51～1000)	〃　—19	〃　—19
〃　〃　—4C型(51～1000)	〃　—20	〃　—20
〃　〃　—4D型(51～1000)	〃　—21	〃　—21
〃　〃　—5A型(51～1000)	〃　—22	〃　—22
〃　〃　—5B型(51～1000)	〃　—23	〃　—23
〃　〃　—6A型(51～1000)	〃　—24	〃　—24
〃　〃　—6B型	〃　—25	〃　—25
ニッコー合併処理浄化槽 NK—USRII—1A型	4—05—H—001	4—09K—H—012
〃　〃　—2A型	〃　—1	〃　—1
〃　〃　—2B型	〃　—2	〃　—2
〃　〃　—2C型	〃　—3	〃　—3
〃　〃　—2D型	〃　—4	〃　—4
〃　〃　—3A型	〃　—5	〃　—5
〃　〃　—3B型	〃　—6	〃　—6
〃　〃　—3C型	〃　—7	〃　—7
〃　〃　—4A型	〃　—8	〃　—8
〃　〃　—4B型	〃　—9	〃　—9
〃　〃　—5A型	〃　—10	〃　—10
〃　〃　—5B型	〃　—11	〃　—11

○中部地方整備局告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十六日から二週間中部地方整備局及び同局愛知国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十六日　中部地方整備局長　富田　英治

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路　線　名　三百二号

㈢　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
愛知県海部郡飛島村木場二丁目六六番一から同村木場二丁目六七番一まで	〇・〇〇～一五・〇〇メートル	〇・一八七キロメートル

㈣　指定する期日　平成二十一年十月二十六日

○中部地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十六日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	愛知県海部郡飛島村木場二丁目六六番一から同村木場二丁目六七番一まで	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所
〃	愛知県海部郡飛島村木場二丁目六七番一地内	〃

供用開始の期日　平成二十一年十月二十六日五時

○近畿地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十六日　近畿地方整備局長　上総　周平

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路　線　名　二十九号

㈢　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長
宍粟市山崎町五十波字簗瀬五番三地先から同市山崎町五十波字簗瀬九番一まで	前	一三・四〇～一八・二〇メートル	〇・〇六七キロメートル
	後	一三・五〇～二〇・六〇	〇・〇六七

㈣　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十六日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号	宍粟市山崎町五十波字簗瀬五番三地先から同市山崎町五十波字簗瀬九番一まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十月二十六日